

妊婦のための支援給付のご案内

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担軽減のため、相談支援をあわせて行う経済的支援を実施します。



給付金を受け取るには手続きが必要です。

	1回目	2回目
給付対象者	十日町市に住民登録がある妊婦	
給付額	5万円	5万円（胎児1人あたり）
申請方法	妊娠届出時に助産師または保健師と面談し、以下の必要書類を提出してください。	こんにちは赤ちゃん訪問時（生後2か月頃）に保健師等と面談し、以下の必要書類を提出してください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦給付認定申請書 振込先口座がわかるもの（通帳やキャッシュカードの写し） 	<ul style="list-style-type: none"> 胎児の数の届出書 振込先口座がわかるもの（通帳やキャッシュカードの写し）
申請期限（時効）	医療機関で胎児心拍が確認された日から2年以内	出産予定日の8週間前の日から2年以内
給付時期	原則申請（届出）した月の翌月に指定した口座に振り込みます。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体で妊婦のための支援給付を受けている場合や転出した場合は、十日町市での給付は対象外となります。 医療機関における妊娠判定後（胎児の心拍確認後）に流産または死産された場合も、1回目・2回目とも給付の対象となります。詳しくは市ホームページをご確認ください。 	

ホームページはこちらから→



給付までの流れは裏面をご覧ください

<申請・問合せ先> *十日町市こども家庭センターを兼ねています。

十日町市	健康づくり推進課	母子保健係	TEL 025-757-9759
	川西支所	地域振興課 市民係	TEL 025-768-4956
	中里支所	地域振興課 市民係	TEL 025-763-3121
	松代支所	地域振興課 市民係	TEL 025-597-2221
	松之山支所	地域振興課 市民係	TEL 025-596-2169

～妊婦のための支援給付の流れ～

